

- 元自衛官の再任用の実施要領について（抄）（次発人１第１７号。３７．２．８）
（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（削る） <u>第５～第１１</u> （略）	<u>第５ 再任用時の階級</u> 再任用をする場合の階級は、退職時の階級又は 現に予備自衛官若しくは即応予備自衛官として指 定されている階級と同位の階級とする。 <u>第６～第１２</u> （略）